

# 役員報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 常照福社会

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人常照福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、理事及び監事、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下合わせて「役員等」という）役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

## (報酬及び費用弁償の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給するものとする。また、通常福島市内における会議等への出席の交通費については報酬に含まれるものとし、これを支給しない。

## (報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の法人及び施設の運営職務執行の対価として一月額 250,000 円以内を限度として支給するものとする。
- (2) 役員等（理事長を除く）の報酬については別表1に定める額とする。
- (3) 役員等が研修等の旅行命令により出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。区分は「理事長および園長・副園長」に準ずる。

## (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

## (支給の時期)

第5条 理事長に対する報酬の支給の時期は、法人の「正職員就業規則」に準ずる。

## (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行する。

この規程は、令和元年6月19日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日 額
評議員会・理事会・監事監査等への出席、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 評議員選任・解任委員会 (外部委員)

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円